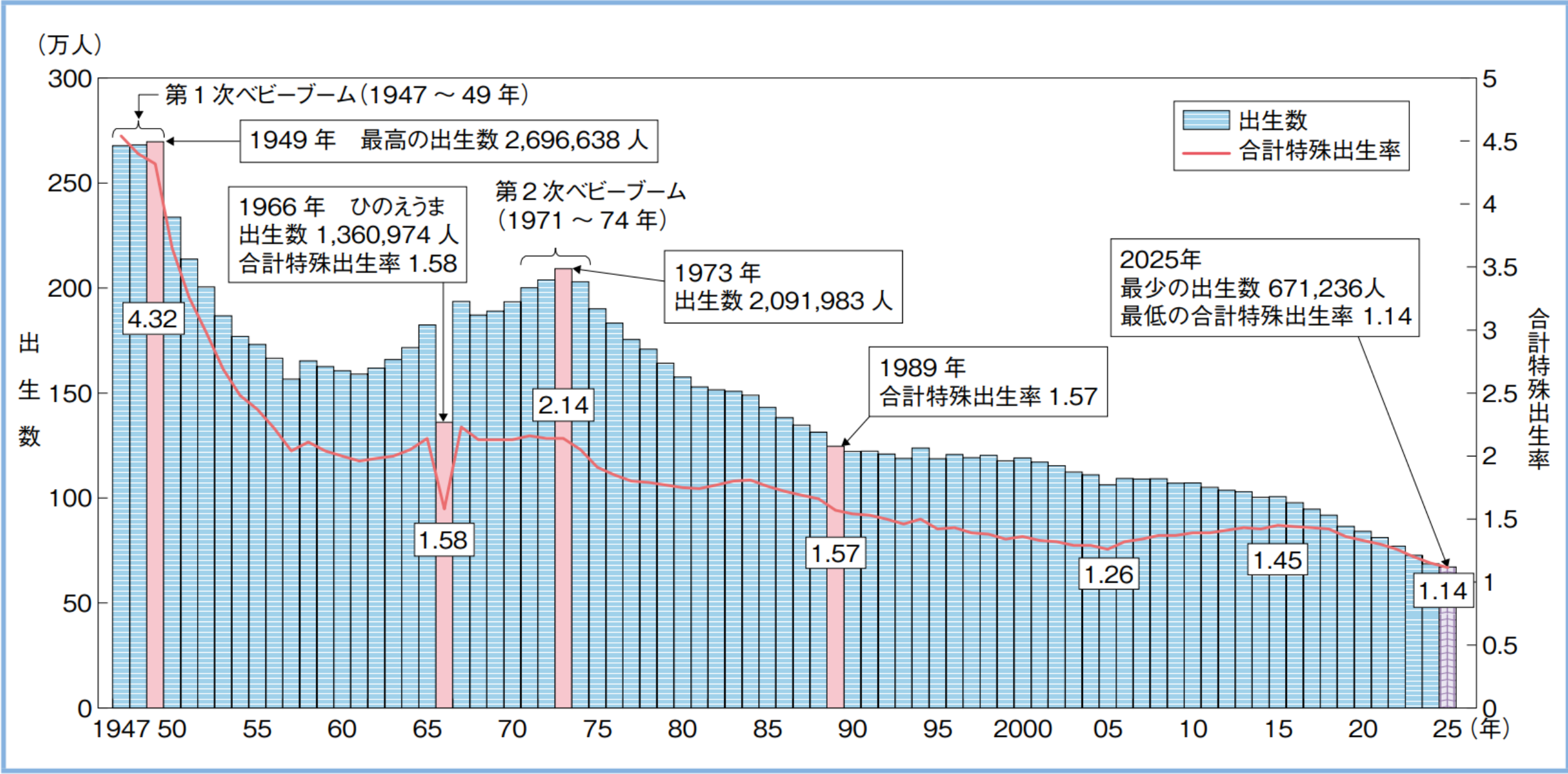


情勢報告

（公益社団法人）全国私立保育連盟
常務理事 ●●●●

保育を取り巻く状況

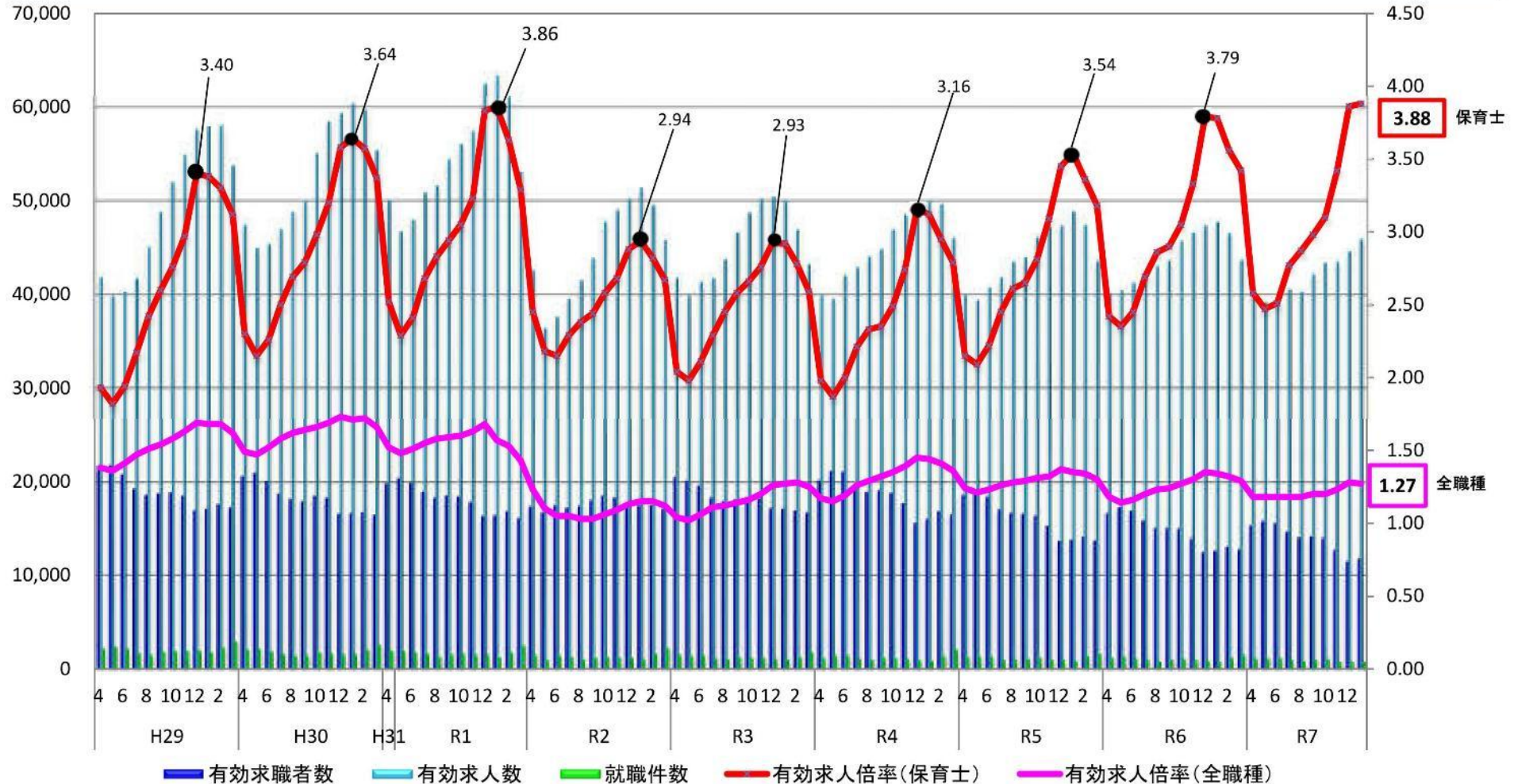


(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

(注) 2025年の「出生数」及び「合計特殊出生率」は、厚生労働省「令和7（2025）年人口動態統計月報年計（概数）」（2026年6月3日公表）を用いている。

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○ 直近の令和8年1月の保育士の有効求人倍率は3.88倍(対前年同月比で0.10ポイント上昇)となっており、全職種平均の1.27倍(対前年同月比で0.07ポイント減少)と比べると、依然高い水準で推移している。



(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(厚生労働省)

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。

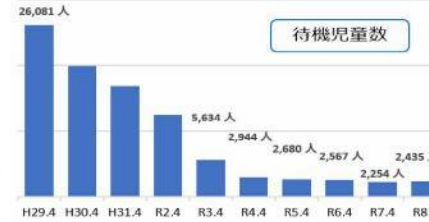
※全職種の有効求人倍率は、実数である。

令和8年4月の待機児童数のポイント

① 待機児童の状況

待機児童数：2,435人（対前年+181人）

- ・約**89.1%**の市区町村（1,552自治体）で**待機児童なし**
- ・待機児童数が**50人以上**の市区町村は**8自治体**（+3自治体）
（うち**100人以上**の市区町村は**3自治体**（+2自治体））



待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R8年度	1,552	181	5	3
	89.1%	10.4%	0.3%	0.2%
対前年	22	▲25	1	2
R7年度	1,530	206	4	1

② 待機児童数について

待機児童数については、

- ・**保育の受け皿拡大**
- ・**就学前人口の減少**



などの要因により全国的に逓減傾向にあるが、

- ・**申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足**
- ・**保育士を確保できなかったことによる利用定員の減少**

などにより東京都等において大きな増加がみられた自治体もあり、令和8年4月の全国の待機児童数は181人の増加となった。

③ 今後の見込み

全体的な保育ニーズ（数）は減少傾向にあるが、

- ・**女性就業率（25～44歳）の上昇傾向**（R6:81.9%→R7:83.6%※）
- ・**共働き世帯割合の増加**（R6:77.3%→R7:79.7%※）

などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要

また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加などの**地域の事情**についても注視が必要

一方、定員充足率は全国的に逓減傾向にあることから、持続可能な保育機能の確保について検討が必要

※ 総務省「労働力調査」

今後の取組方針

- 令和8年度以降も、**「保育政策の新たな方向性」**に基づき、地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保していけるよう、取組を進めていく。
- 待機児童が多い自治体等に対しては、**丁寧ヒアリング等を行い、**各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて**自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む。
- また、各年度ごとに、**人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るための支援や手厚い支援が必要な児童の受け入れにかかる支援**を行うとともに、**保育士の一層の業務負担軽減及び保育人材の確保**を図っていく。
- また、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっていることから、今後は、地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における**持続可能な保育機能の確保**を進めていく。

地域ごとの保育所等利用状況について

- 都市部と過疎地域を比較すると、令和8年4月1日時点の定員充足率は都市部が90.9%と全国平均（87.7%）より高い一方で、過疎地域においては72.7%となっている。
- 都市部における定員充足率の推移は5年間で▲2.1%に対して、過疎地域では▲8.6%と減少幅が大きく、今後、特に過疎地域においては利用定員の縮小や施設の統廃合の進行が予想される。
- 全市区町村に人口減少を見据えた対応の検討状況を尋ねたところ、令和7年度と比較して着手・検討段階に進んでいる自治体が増えている一方で、未だ3割近い自治体が「人口は減少する見込みだが、人口減少を見据えた対応は検討していない」と回答しており、引き続き地域分析等にかかる支援を進めていく必要がある。

令和8年4月1日の保育所等利用状況

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
都市部(※)	1,854,099人	1,746,964人	1,684,504人	1,818人	90.9%
過疎地域	207,300人	152,497人	150,733人	0人	72.7%

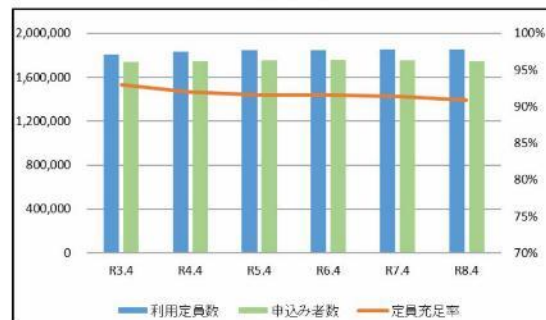
※ 都市部と過疎地域の重複自治体は過疎地域に計上しているため、P.10【表5】【表6】の値と一部異なる。

定員充足率の推移

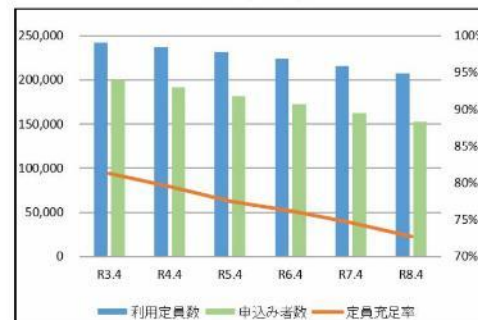
	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月	令和8年4月
都市部	93.0%	92.0%	91.6%	91.6%	91.3%	90.9%
過疎地域	81.3%	79.5%	77.5%	76.2%	74.6%	72.7%

保育の受け皿等の推移

<都市部>



<過疎地域>



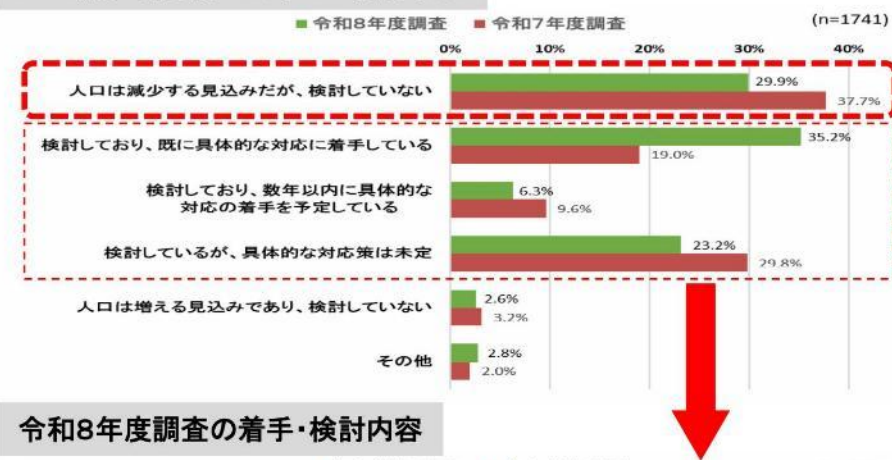
<定義>

都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他の指定都市・中核市（334自治体）

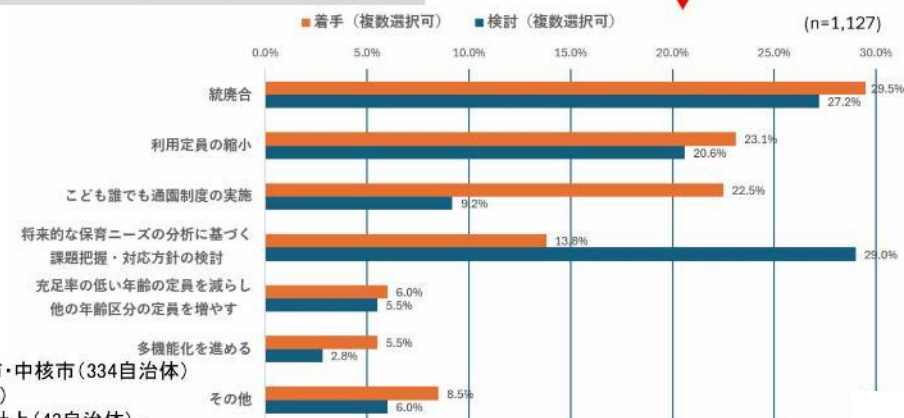
過疎地域：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）

※ 埼玉県長瀬町、千葉県勝浦市など、都市部と全部過疎の両方の定義に該当する自治体は都市部には含めず、過疎地域に計上（43自治体）。

人口減少を見据えた対応の検討状況



令和8年度調査の着手・検討内容



こども政策の推進

こども基本法

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けることがない**ようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱等について

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。

9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。

→ **こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）

12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交） → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成

12月22日：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**

※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年6月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の3大綱（※）を一元化。

※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の実現

基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**

- ①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る
- ②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
- ③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**
- ④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
- ⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現
- ⑥**施策の総合性**の確保

重要事項：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載

施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ **こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人**が共有すべき理念**として整理
- ・ こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
 - ①こどもの**権利と尊厳**
 - ②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
 - ③**切れ目なく**育ちを支える
 - ④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
 - ⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
- ・ 居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
 - ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
 - ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
 - ③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
 - ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に
幸せな状態）の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

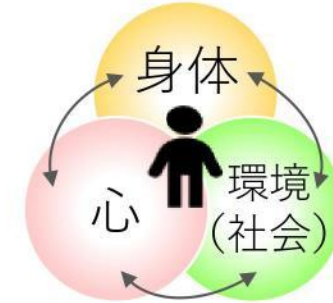
5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

幼児教育WG・保育専門委員会取りまとめ案（概要）

～資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」の実現～

1. 現行の成果・課題を踏まえた改善の方向性

- 平成29年告示の3要領・指針において、幼児教育の内容の基準に関して整合性が図られるとともに、保育所は「幼児教育を行う施設」であることが明記された。これにより、幼稚園・保育所・認定こども園に通う乳幼児に対して、施設類型に関わらず、内容の整合性が図られた3要領・指針に基づく幼児教育の充実が進められている。
- 幼児教育の質の向上を図る上で、乳幼児にとっての「学び」である「遊び」のプロセスが、資質・能力の育成に深く結び付いていくという「遊びの深まり」を実現することが不可欠であることから、「遊びの深まり」の実現を目指し、改善を図る。

（補足イメージ参照）

2. 資質・能力の在り方、構造化のポイント

- 「学びに向かう力、人間性等」の主要な要素については、従前より幼児教育が重視してきた心情、意欲、態度が育つ中で育まれることなどにも考慮しつつ、乳幼児の発達を踏まえて整理。
- 3要領・指針が資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」を実現する手掛かりとなるよう、「育みたい資質・能力の3つの柱」、「3つの視点及び5つの領域のねらい及び内容」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関係性を明確化し、相互の整合性を図るとともに、「0歳児」、「1～2歳児」、「3歳以上児」のねらい及び内容のつながりを整理する。これにより、長期的な視点から乳幼児の資質・能力の育成を促す構造化を行い、改善を図る。

3. 内容の改善の在り方

- 0歳から18歳までの「学び」を見通し、「学び」の連続性・一貫性を図るため、必要な見直しを行う。
- 遊びの中で多様な動きを伴う体験の充実と身体感覚の育成：0歳児から、園生活全体の中で乳幼児の自発的な活動としての遊びを通して、多様な動きを伴う体験を充実するとともに、そうした体験を通して身体感覚を養う指導を充実。
- 他者と関わり協同する力の育成：0歳児から、他の乳幼児への関心を深め自ら関わろうとする意欲を支える援助を充実。人と関わる力が育まれていく中で、園という身近な社会において、自分とは異なる他者と関わり、他者とともに目的を形成し、その目的に向かって協同していく力の育成を図る指導を充実。
- 言葉を用いて考える力の基礎の育成：0歳児から、受容的・応答的な関わりを基本としつつ、豊かな言葉掛け等を通じて、言葉の理解や獲得を促すとともに、乳幼児が自分なりに考えたり、思いを伝えようとしたりする意欲を支える援助を充実。直接的・具体的な体験に伴い、思いや考えを表したり伝えたりしたくなり、それらを言葉で表すようになっていく中で、言葉を用いて考える力を育むため、援助を受けながら、更に考えようとして言葉を用いる指導を充実。

4. 指導・評価の改善充実の在り方

- 施設類型に関わらず、全ての幼稚園・保育所・認定こども園において、指導の改善が図られるよう、乳幼児理解に基づいた評価を行うことを規定。記録と振り返りを充実するとともに、乳幼児の姿から、遊びの中の「学び」を見取る視点をもつことを重視。「学び」を見取って振り返り、環境の構成・再構成や援助など実践を改善充実することにより、「遊びの深まり」を実現し資質・能力の育成を図る。
- ICTの活用に当たっては、発達に応じて、乳幼児の直接的・具体的な体験の充実を図る道具として活用することとし、乳幼児の直接的・具体的な体験を阻害する活用とならないよう、必要な留意点を示す。

5. 保育所及び幼保連携型認定こども園における養護等の改善充実の在り方

- 乳幼児は、生命の保持と情緒の安定が図られ、見守られているという安心感や信頼感に支えられながら、行動範囲を広げたり、自ら身近な環境に働き掛けたりしながら成長していくことから、養護を基盤として、乳幼児期全般を通して育ちと学びを支えていくことができるよう、その位置付けや記載内容の整理を図ることが重要。

6. 特別な配慮を必要とする乳幼児への指導や支援の改善充実の在り方

- 障害のある乳幼児への指導の充実には、「基礎的環境整備」の充実を促すとともに、「合理的配慮」の提供が確実に行われるよう規定。
- 外国人の乳幼児等の指導の充実には、日常的な関わりや言葉掛けにおいて、「日本語の力を育む視点」をもち、一人一人の実態に応じた指導の工夫を行うことを重視。

7. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の在り方

- 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校において、対話を通じて互いの教育への共通理解を図るとともに、共通の教育的視点に基づき「架け橋期のカリキュラム」を協働して作成するなどして、学びのつながりを意識した実践の改善を図ることにより、それぞれの専門性を発揮した教育の互恵的な充実を図る。

8. 家庭や地域との連携・支援の在り方

- 幼稚園・保育所・認定こども園と家庭とが、「乳幼児の育ちや学びを共に支える関係性」であることを踏まえた連携・支援の充実を図るとともに、特別な配慮を必要とする乳幼児の保護者等への個別支援や地域の保護者の子育てを支援する取組の一層の充実を図る。

9. 各幼稚園・保育所・認定こども園の幼児教育を支える地域の体制の在り方

- 設置者や施設類型に関わらず、3要領・指針に基づく質の高い幼児教育が行われるよう、地域において、各幼稚園・保育所・認定こども園を支える体制の整備を推進する。

※幼児教育：0歳～小学校就学前までの幼稚園、保育所、認定こども園における教育

資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」の実現

- 全ての乳幼児に対して質の高い幼児教育を提供するため、設置者や施設類型に関わらず、幼児教育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）において、資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」の実現を図り、幼・小・中・高を通じた学びの改善を図る。

乳幼児は園生活の中で「遊び」を通して「学ぶ」

に乳幼児理解に基づく環境構成と教育的援助図



- ・乳幼児期は、自らの興味や関心に基づく遊びにおいて、様々なものや人などの身近な環境に直接的・具体的にに関わり、成長に必要な体験を積み重ねていく時期。
→ 幼児教育は、環境を通して行うものであることを基本とし、直接的・具体的な体験を通して資質・能力を育む。
 - 乳幼児は、園生活の中で多様な遊びを通して様々なことを学んでいる。
 - ・乳幼児一人一人への理解に基づき、乳幼児一人一人に応じて行うことが重要。
- 資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）を一体的に育成

一層の深化

自発的な活動としての遊びが、資質・能力の育成に向けて一層充実することにより、「遊びの深まり」が実現されるよう、幼稚園教諭・保育士・保育教諭が、意図的・計画的に環境の構成・再構成や援助を行うことが重要

→ 乳幼児の自発的な活動としての「遊び」を更に深める手掛かりとなる要領・指針への改善を図る

★「学び」の深まりに向けた「遊びの深まり」の実現

- 「遊びの深まり」を構想しやすくするための資質・能力の構造化
 - ・「育みたい資質・能力」、「3つの視点及び5つの領域のねらい及び内容」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関係性の明確化・整合性
 - ・遊びを通して「好き」や「得意」を見付けたり広げたり深めたりする直接的・具体的な体験の充実
- 0歳からの学びのつながりを踏まえた内容の改善
 - ・言葉を用いて考える力の基礎の育成
 - ・他者と関わり協同する力の育成
 - ・遊びの中で多様な動きを伴う体験の充実と身体感覚の育成

↓ 幼・小・中・高を通じた学びの改善

「好き」を育み、「得意」を伸ばす
(興味・関心)



当事者意識を持って、自分の意見を
形成し、対話と合意ができる

← 学びを踏まえた改善

★乳幼児理解に基づく指導と評価の改善充実

- 設置者・施設類型に関わらず、乳幼児理解に基づく評価を実施・充実
 - ・園生活で見られる乳幼児の具体的な姿の記録と振り返りの充実
 - ・遊びの中の「学び」を見取る視点の重視による指導の改善

↓ 学びの可視化・言語化
(幼児教育で育まれた資質・能力を共有するための「対話のための資料」の作成・活用)

← 学びのつながりを意識した改善

★幼児教育と小学校教育との円滑な接続

- それぞれの専門性を発揮した教育の互恵的な充実
 - ・合同研修や相互参観等の機会を充実し、対話を通じて互いの教育への共通理解の促進
 - ・共通の教育的視点に基づき、「架け橋期のカリキュラム」を協働して作成するなどして、学びのつながりを意識した実践の改善

※幼児教育：0歳～小学校就学前までの幼稚園、保育所、認定こども園における教育

資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」のイメージ

- 要領・指針を手掛かりに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭が、3つの視点・5つの領域のねらい及び内容の理解に基づきつつ、乳幼児の姿から見取った遊びの中の「学び」を生かして、環境の構成・再構成や援助を行うことを通じて、「遊びの深まり」を実現し、乳幼児の資質・能力の育成を図る。

記録と振り返りの充実、園内・他園・小学校との対話を通じて、
乳幼児の姿から、遊びの中の「学び」を見取る

⌞ 長期的視点からは、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」（5歳児後半において遊びが深まり、資質・能力が総合的に育成・発揮された時の姿）を念頭に。

乳幼児の姿からの見取り

**乳幼児理解
の深まり**

「学び」を見取り、
実践を改善充実することにより、
「遊びの深まり」を実現

指導計画に基づく**実践の充実**
(環境の構成・再構成、援助)

教育的意図

(ねらい及び内容に基づく構想の創意工夫)

3つの視点・5つの領域

- ・**ねらい**：幼児教育において育みたい資質・能力を視点・領域ごとに明確にし、乳幼児の生活する姿から捉えたもの。実践を構想する際の環境構成や援助に込める意図として示されている。
- ・**内容**：ねらいで示した資質・能力の育成において重要な乳幼児の経験として必要な構成要素を明確にしたもの。各視点・領域の特性を踏まえ、乳幼児の経験が豊かなものとなるよう、乳幼児の姿を捉えた環境構成や援助の骨子となる。

資質・能力が育ちつつある具体的な乳幼児の姿

知識及び技能の基礎

(遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かったり、何ができるように気づくのか)

思考力、判断力、表現力等の基礎

(遊びや生活の中で、気付いたことや、できるようになったことなどを使い、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか)

学びに向かう力、人間性等

(心情、意欲、態度が育つ中で、いかによい生活を営むか)

**「遊びの深まり」の実現による
資質・能力の一体的な育成**

諸感覚を働かせ心と体が動く
直接的・具体的な体験

「好き」や「得意」を見付け広げ深める

遊びが深まる過程

試してみよう！
やってみよう！
態度

やってみたい！
もっと〇〇してみたい！
意欲

面白そう！
なんでだろう？
すごーい！
心情

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。



対象事業者

学校設置者等 (第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者 (第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等 (第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者 (第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

① 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発 (ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等** (第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談を行いやすくするための措置** (相談体制等) (第5条第2項等)
- ・ **研修** (第8条等)

初犯防止対策

③ 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - － 学校設置者等の現職者
 - ➡ 施行から3年以内 (第4条第3項)
 - － 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➡ 認定等から1年以内 (第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認 (第4条第4項等)

再犯防止対策

② 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査** (第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援** (第7条第2項等)

④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置** (教育・保育等の業務に従事させないなど) を講じなければならない。
- ※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理 (第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止 (第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告 (第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去 (第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務 (第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施 (定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行日：令和8年12月25日



令和8(2026)

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

国からの
周知資料等▲
ガイドライン
(1月9日)▲
まとめ登録
マニュアル

- 研修教材、解説動画・資料
- 周知啓発資料
- 報告・対応ルールひな型

▲
事務手続
マニュアル
(予定)▲
法施行
(12月25日)システム
登録

- ☐
- GビズID取得【4月末まで】
-
- (法人・運営者等で取得)

- ☐
- 事業者情報登録【指定の期限まで】
-
- (施設・事業所から所轄庁に登録)

- ☐
- 国からの確認に対応
-
- 【必要に応じて随時】

- ☐
- 権限設定準備
-
- 【12月上旬まで】

- ☐
- 権限設定

犯罪事実
確認・
防止措置

- ☐
- 制度についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）
-
- ☐
- 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定
-
- ☐
- 就業規則の見直し（不適切な行為の範囲、懲戒事由等）、採用募集要項等の見直し
-
- ☐
- 採用過程での性犯罪前科の事前確認

- ☐
- 現職者の犯罪事実確認の工程表作成【R9.1中旬まで】 ※ 教育委員会のみ

安全確保
措置

- ☐
- 体制整備（相談窓口設置・周知等）
-
- ☐
- 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知
-
- ☐
- 従事者向け研修の計画策定・実施
-
- ☐
- 児童等・保護者向け周知・啓発

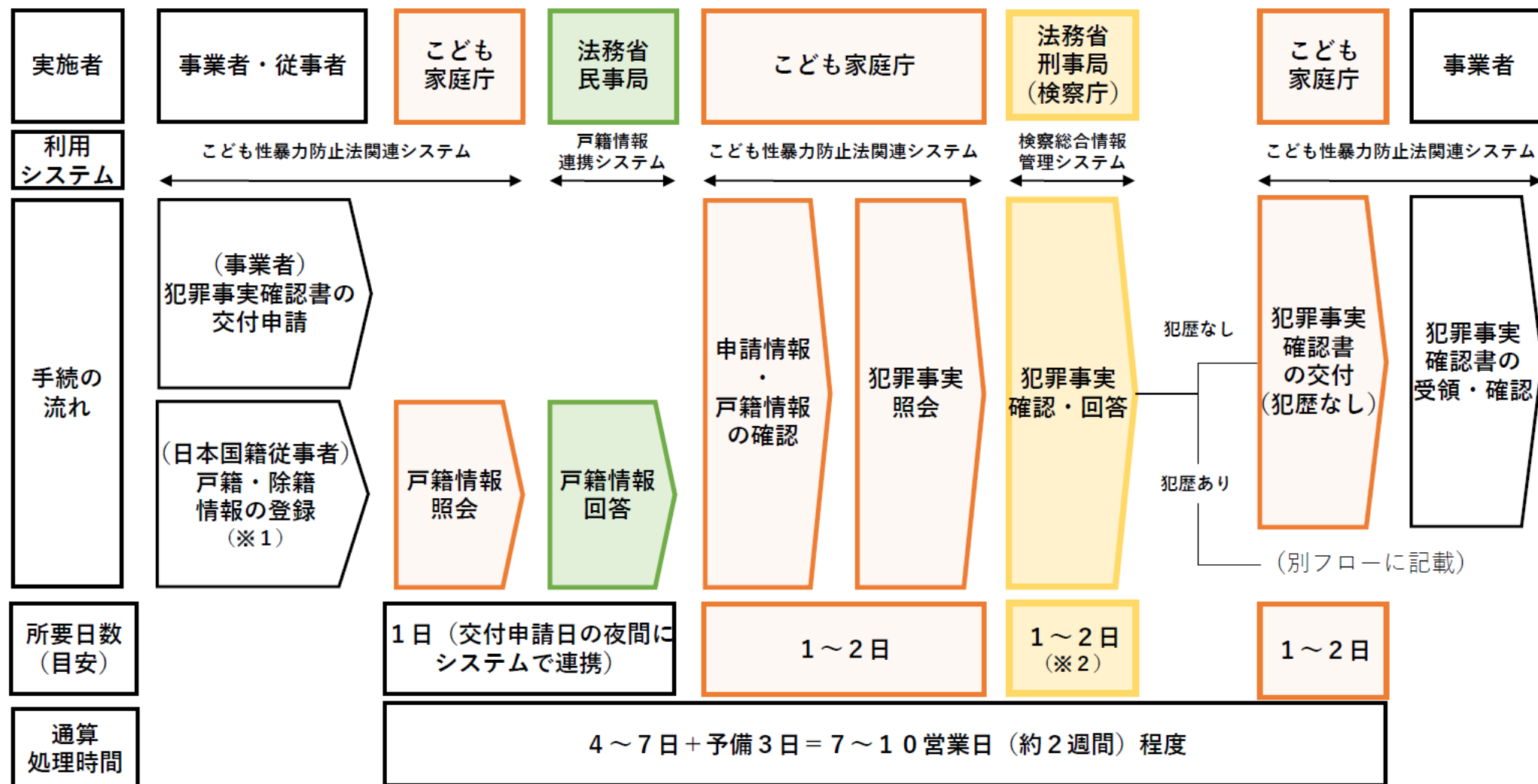
情報管理
措置

- ☐
- 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備
-
- ☐
- 情報管理担当者向け研修の実施

その他

- ☐
- （委託・指定管理等を行っている場合）役割分担の検討
-
- ☐
- 事業者向け研修の受講

犯罪事実確認の事務フロー(①日本国籍従事者・特定性犯罪歴なし)



今のうちに準備する「こ性防法」

【事業者の準備】

- 犯罪事実確認を行う対象職員の範囲決定
- Gビズプライムの取得、必要ならばGビズメンバーの設定

【職員への告知】

- 「こ性防法」が令和8年12月からスタートすることの説明
- 犯罪事実確認を行う対象職員であることの説明
- 対象職員は「こまもろうシステム」へご自身のマイナンバーカードの情報をマイナポータルを使用してアップロードします。(戸籍情報のアップロード)

こまもろうシステムにおける役割定義

第一管理者(理事長が兼任可) **1法人に1名限り**

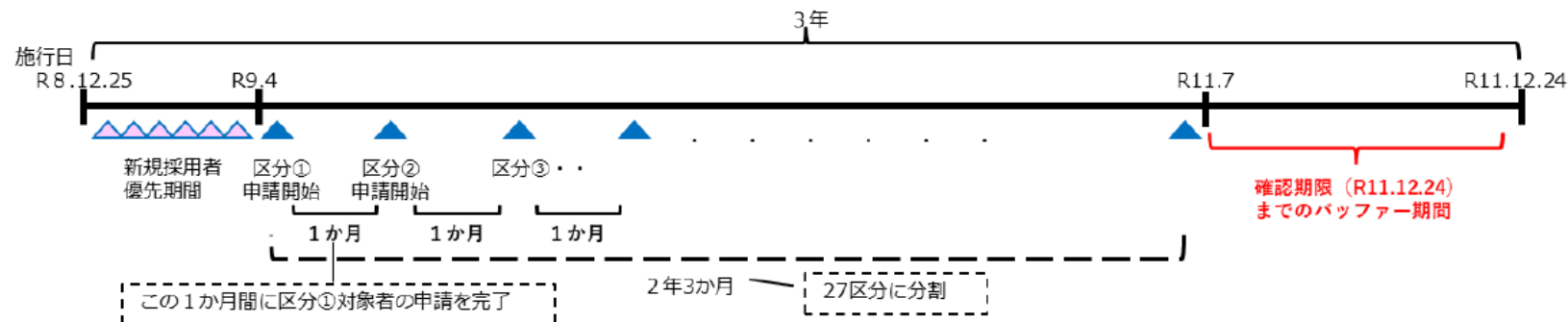
ビズIDプライムから実務委託される**最高実務権限アカウント**です。法人の代表者(理事長)自らが第一管理者を担うことで、ガバナンスを極めて強固に保ちます。施設長(第二管理者)の登録・権限剥奪や、施設長自身の犯罪事実確認の手続きは第一管理者が直接実行します。

第二管理者(複数施設を運営、各施設の施設長を想定) **複数名の登録が可能**

第一管理者のコントロール下に置かれる**実務代行アカウント**です。法人所属の園、それぞれの施設長を「第二管理者」に指定することで、各園の新規採用時に発生する職員の「同意書回収」や「犯罪事実確認システムへの申請・結果確認」を自律的に進めさせることができます。

- 施行時現職者の犯罪事実確認(約280万人)が、法定期限(施行後3年以内:令和11年12月24日)までに終わられるよう、犯罪事実確認書の交付申請時期を分散
- 母数の大きい公立学校については、各都道府県教委・市町村教委において、各学校の対象従事者数を把握し、各都道府県ごとに分散方法を決定(例:採用年次、学校単位、学校種別 等)
- それ以外の施設・事業(私立学校、児童福祉施設等)については、各都道府県を27区分(27か月)に割り振り、学校設置者等は、所在する都道府県の申請対象月に犯罪事実確認書の交付申請を実施
- 割り当てられた申請対象月の1か月での申請が難しい場合は、その前後1か月を含め、最大3か月の間に申請
- 所轄庁は期限までに犯罪事実確認が完了するよう、進捗管理

<分散申請の流れのイメージ>



「施行時現職者」と「新規採用者」について

【施行時現職者】

2026年12月25日時点で現にその施設において従事している者（産休・育休等で休業中の職員も含む）

2026年12月24日までに内定、内示を発出し、その事業所において従事することが決定している者

【新規採用者】

2026年12月26日よりその施設で勤務を開始する者

2026年12月25日以降に内定、内示を発出する者

令和 8 年人事院勧告

本年の給与勧告のポイント①

俸給

民間と公務の令和8年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和8年4月実施》

- ✓ 民間給与との較差(*) 15,056円(3.51%)を解消するため次のとおり改定
 - ▶ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
《行政職俸給表(一)の平均改定率》1級 4.0%、2級 3.6%、3級 3.4%、4級 3.1%、5~10級 3.0%、全体 3.3%
 - ▶ 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ初任給は一律9,500円引上げ
【総合職(大卒)】251,500円(+3.9%) 【一般職(大卒)】241,500円(+4.1%) 【一般職(高卒)】209,800円(+4.7%)

* 較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善
改定の内訳：俸給 11,179円 広域異動手当(後述) 2,376円 はね返り分(俸給の改定による諸手当の増減) 1,501円

- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善
 - ▶ 再任用職員の8割以上を占める係長級の官民の給与差をベースに月例給を改善(行政職俸給表(一)全体の平均改定率8.5%)

ボーナス

直近1年間(令和7年8月~令和8年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較

- ✓ 民間の支給状況に見合うよう支給月数の引上げ《令和8年4月実施》

年間4.65月分→4.70月分(+0.05月分)

(一般の職員の場合)

民間の支給割合 4.72月

公務の平均支給月数 4.65月

- ▶ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

	6月期	12月期
令和8年度 期末手当	1.2625月(支給済み)	1.2875月(現行1.2625月)
勤勉手当	1.0625月(支給済み)	1.0875月(現行1.0625月)
令和9年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	1.075月	1.075月

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し《令和9年4月実施》
 - ▶ 高い成績率を適用可能とすることで、高度の専門性を有し高い業績を挙げた人材の給与水準を確保(俸給等を含め最高で年間約3,380万円)

その他

- ▶ 給与制度のアップデートで令和7年度から段階的に見直しを行っている地域手当の支給割合について、令和9年度の支給割合を設定
- ▶ 民間の動向を踏まえ、非常勤職員にも扶養手当及び住居手当の支給に努めるよう指針に明記《令和8年10月実施》
- ▶ 60歳前後の給与水準(給与カーブ)については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を加速

※ このほか、初任給調整手当、宿日直手当、委員等の手当について、本年の俸給表の改定状況等を踏まえ、所要の改定

令和 8 年度公定価格・基準等の見直し

1 (7) 「安全計画の策定等をしていない場合」の減算の創設

- 学校保健安全法や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、施設・事業所には安全計画の策定及びその実施が義務付けられているところ、これを行っていない施設・事業所を対象とした「安全計画の策定等をしていない場合」の減算を創設し、令和8年7月から適用する。
- 減算適用期間は、未策定の場合は策定された日の属する月まで適用するものとし、計画に定める内容が実施されていない状況が1年継続した日の翌月から、当該状況が解消した日が属する月まで適用するものとし、減算額は1,350円/月とする。

※ 保育所及び地域型保育事業所については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に定める、訓練・研修の実施（第2項）保護者等への周知（第3項）、安全計画の見直し（第4項）ごとに、実施の有無を判断する。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）【幼稚園、認定こども園（同条を準用）】

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）【保育所】

（安全計画の策定等）

第六条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

※ 地域型保育事業は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）において、保育所と同様の対応をすることが定められている。

適用するイメージ

※ 赤色が減算を算定する月

		令和7年度												令和8年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
幼稚園 認定こども園	施設A		●	R7.5.15 計画に定める 取組を実施			●	R7.9.15 計画に定める 取組を実施			●	R8.1.15 計画に定める 取組を実施			●	R8.5.15 計画に定める 取組を実施		← 計画に定める取組が最後に行われてから1年（この場合、令和9年5月まで）は減算が生じない。							
	施設B		●	R7.5.15 計画に定める 取組を実施		1年経過								← 計画に定める取組を最後に行って、1年後の令和8年5月14日まで取組を行っていないため、7月分の給付費等から減算が生じる（6月は施行前なので減算が生じない）。											
保育所 地域型保育 事業所	施設C	●	R7.4.15 計画に定める研修・訓練を実施			●	R7.10.15 計画に定める研修・訓練を実施			●	R8.4.15 計画に定める研修・訓練を実施			●	R8.5.15 保護者への周知を実施		R9.2.15 計画の見直しの検討を実施		← ①研修・訓練、②周知、③見直しの別に、最後に行われてから1年（この場合は、研修・訓練について令和9年4月まで）は減算が生じない。						
	施設D	●	R7.4.15 計画に定める研修・訓練を実施			●	R7.10.15 計画に定める研修・訓練を実施			●	R8.4.15 計画に定める研修・訓練を実施			●	R8.5.15 保護者への周知を実施		1年経過 ← ①研修・訓練、②周知、③見直しのうち、③見直しが最後に行われてから1年後の令和9年2月14日までに行われていないため、3月分の給付費等から減算が生じる。								

対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

現状

- 児童福祉施設は、そのサービスの提供が困難となった場合に、利用児童の生活や安全に深刻な影響を及ぼしかねず、災害時や感染症発生時においても支援の安定的な提供が求められる施設であることから、
 - ① 業務継続計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講ずること
 - ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること
 - ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うことを努力義務として定めている。
- （※）令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業によると、保育所及び認定こども園の自然災害発生時の業務継続計画の策定率は、策定中の場合も含め約7割程度。それ以外の業務継続計画の策定率は約5割程度。
- また、業務継続計画の策定を支援するため、業務継続計画を策定するにあたって配慮すべき事項をまとめたガイドライン（業務継続ガイドライン）、ひな形、及び研修動画（※）を作成し、公表している。
- （※）令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において作成。

今年度の対応

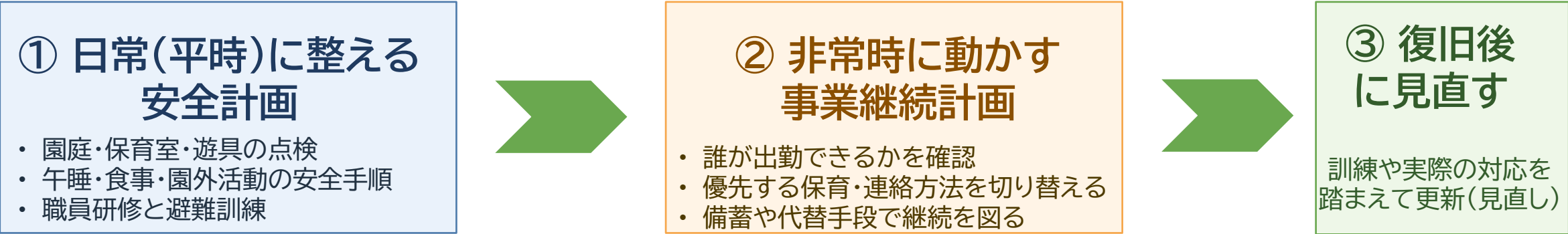
- 保育所等における感染症対策の推進に関するこども家庭科学研究において、業務継続計画の重要性が改めて指摘されたことを踏まえ、
**「保育所における感染症対策ガイドライン（令和5年5月一部改訂 こども家庭庁）」において、
感染症集団発生時における保育の継続等に関する対策について新たに記載を設ける予定。**【本年10月頃を目途】
 - また、自然災害やサイバー攻撃等により、電力、通信、交通等の主要インフラが寸断された場合でも、業務継続を確保することが重要であることから、令和7年度に児童福祉施設等の対策状況の実態把握を行ったところ。
 - 令和8年度には、**児童福祉施設等の対応策や対策の水準を検討し、業務継続ガイドラインの改訂等を行う予定。**【令和8年度中を目途】
- ⇒ こうしたことを踏まえ、保育所等の業務継続に関する制度的な対応の在り方について検討する必要。
- また、今般の令和8年熊本地震を踏まえ、業務継続計画の策定等の取組も含め、保育所等の防災機能・対策の強化を一層進める。

安全計画と事業継続計画の違い（比較表）

子どもの安全安心を守るためには、
「事故を防ぐ計画」と
「止めずに続ける計画」の
両方が必要です。

安全計画は「予防」が中心、事業継続計画は「継続・復旧」が中心です。

比較項目	安全計画	事業継続計画（BCP）
目的	子どもの事故や危険を未然に防ぎ、日常の安全を確保する。	災害や感染症が起きても、必要な保育・支援をできるだけ継続し、早く再開する。
主な対象場面	通常保育、午睡、食事、園外活動、送迎、施設内外の安全確認	地震、風水害、停電、断水、感染症拡大、職員不足など非常時
主な内容	設備の安全点検、安全指導、職員研修、訓練、保護者への周知	優先業務の整理、職員体制、連絡網、代替手段、備蓄、復旧手順
時間軸	平時から継続して運用する。	非常時の初動から復旧までを見据えて運用する。
見直しの視点	ヒヤリハット、事故、訓練結果、環境変化を踏まえて更新する。	災害・感染症対応、訓練結果、体制変更、連絡先や備蓄の変化を踏まえて更新する。
ひとこと言うと	事故を起こさないための計画	保育を継続し、立て直すための計画



3 (2) 「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算の創設

- 子ども・子育て支援法第58条第2項により経営情報等の報告が義務化されたことに伴い、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、毎事業年度終了後5か月以内に当該報告を行う必要があるところ、当該取組を行っていない施設・事業所については基本分単価の減算を行うこととし、令和8年7月から適用する。
- 減算の適用は、報告期限から3か月以上経過しており、
- ・ 経営情報の報告が行われていない場合や
 - ・ 誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない場合（※）に、
- 期限の属する日の翌月から報告等がなされる日の属する月までの間、算定を行うこととする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が認める期間は減算を適用しないものとする。
- （※）修正の報告について、再度修正を必要とする場合、市町村が必要と認める場合、改めて指摘を行った日から概ね1か月以内の期限を設けるものとする。
都道府県又は市町村が報告内容について施設・事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合またはこれに準ずるものと市町村が認める場合には、再度指摘を行い1か月の修正期限を設けることなく、最後の指摘から概ね1か月が経過した翌月から、減算を適用することができる（「市町村が認める場合」は、報告内容や施設・事業所の状況等を勘案して判断するものとする）。
- 減算額は基本分単価に5%を乗じた額とする。
- ※令和7年度報告分が未報告であって報告期限から3か月以上経過している場合、令和8年7月の請求分から減算を適用する。

適用するイメージ

※ 赤色が減算を算定する月

※ 3月末が事業年度終了となる事業所のケース

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設A																								
施設B																								
施設C																								

令和7年度報告分 R7.10.30に報告

令和8年度報告分 R8.11.15に報告

令和8年度報告分 R9.2.10に報告

令和8年度報告分 R8.9.10に報告

令和7年度における報告期限

令和8年度における報告期限

令和7年度分の減算適用

令和8年度分の減算適用

減算なし

対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

(1) 令和7年度 幼児教育・保育における経営情報等の見える化 調査分析結果 速報 (施設の状況)

◎ 報告施設

- 各施設類型において、令和8年2月24日時点で概ね8割の対象施設が報告を行っている状況。
- 法人別分布については、多くの施設類型で社会福祉法人立の施設・事業所が多いが、施設型給付を受ける幼稚園及び幼稚園型認定こども園においては、学校法人立が圧倒的多数を占めるなど、施設類型による特徴がみられる。

【報告状況】

	全体			(うち公立)			(うち私立)		
	ここdeサーチに登録されている施設数	報告施設数		ここdeサーチに登録されている施設数	報告施設数		ここdeサーチに登録されている施設数	報告施設数	
			割合			割合			割合
施設型給付を受ける幼稚園	3,948か所	2,677か所	67.8%	1,961か所	1,400か所	71.4%	1,985か所	1,277か所	64.3%
保育所	22,069か所	17,494か所	79.3%	6,300か所	5,025か所	79.8%	15,767か所	12,469か所	79.1%
認定こども園	11,233か所	8,996か所	80.1%	1,635か所	1,175か所	71.9%	9,598か所	7,821か所	81.5%
家庭的保育事業	688か所	400か所	58.1%	33か所	29か所	87.9%	655か所	371か所	56.6%
小規模保育事業	6,147か所	4,164か所	67.7%	96か所	53か所	55.2%	6,051か所	4,111か所	67.9%
居宅訪問型保育事業者	25か所	5か所	20.0%	0か所	0か所	—	25か所	5か所	20.0%
事業所内保育事業	665か所	466か所	70.1%	7か所	5か所	71.4%	658か所	461か所	70.1%
合計	44,775か所	34,202か所	76.4%	10,032か所	7,687か所	76.6%	34,739か所	26,515か所	76.3%

※通常営業中の施設・事業所に限る。

※「全体」における「ここdeサーチに登録されている施設数」には、公立・私立の別を登録していない施設数を含む。

【報告対象施設における法人別分布】

施設類型	社会福祉法人		学校法人		宗教法人		営利法人 (株式会社等)		その他の法人		地方公共団体		個人		計	
	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)
施設型給付を受ける幼稚園	2	0.1%	1,120	41.8%	98	3.7%	0	0.0%	2	0.1%	1,400	52.3%	55	2.1%	2,677	100.0%
保育所	9,283	53.1%	323	1.8%	130	0.7%	2,476	14.2%	366	2.1%	4,860	27.8%	56	0.3%	17,494	100.0%
認定こども園	4,891	54.4%	2,723	30.3%	37	0.4%	102	1.1%	62	0.7%	1,167	13.0%	14	0.2%	8,996	100.0%
家庭的保育事業者	26	6.5%	5	1.3%	0	0.0%	25	6.3%	23	5.8%	26	6.5%	295	73.8%	400	100.0%
小規模保育事業者	918	22.0%	324	7.8%	17	0.4%	2,050	49.2%	662	15.9%	46	1.1%	147	3.5%	4,164	100.0%
居宅訪問型保育事業者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	60.0%	2	40.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	100.0%
事業所内保育事業者	128	27.5%	20	4.3%	0	0.0%	159	34.1%	155	33.3%	3	0.6%	1	0.2%	466	100.0%

※割合は、各施設類型における法人別の割合。

(2) 令和7年度 幼児教育・保育における経営情報等の見える化 調査分析結果 速報 (収支の状況)

◎ 私立施設・事業所の収支差率

(社会福祉法人会計の場合、収益 (保育事業収益 + 児童福祉事業収益 + 借入金利息補助金収入 + 受取利息配当金収入)

－ 費用 (人件費 + 事業費 + 事務費 + その他の費用 + 支払利息 + 法人本部帰属経費)) / 収益 により算出)

- いずれの施設類型においても、1桁%の収支差を確保している。ただし、この収支差は、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分（令和6年度補正予算による公定価格上の改善率：+10.7%）による一時的な影響を受けている可能性があるため、留意が必要（表下※参照）

◎ 私立施設・事業所の人件費比率

(社会福祉法人会計の場合、費用 (人件費) / 収益 (保育事業収益 + 児童福祉事業収益 + 借入金利息補助金収入 + 受取利息配当金収入) により算出))

- いずれの施設類型においても、約6割強～8割弱程度が人件費に充てられている。うち、保育所は、7割程度。
- 人件費がコスト構造の中核を占めているため、収支の変動は人員配置や処遇の状況に大きく依存すると考えられる。

		集計対象施設数	収支差率	人件費比率
施設型給付を受ける幼稚園		1,005か所	3.2% (▲0.5%)	69.0%
保育所		10,408か所	5.2% (5.1%)	70.9%
認定こども園		6,585か所	4.5% (2.2%)	71.0%
地域型保育事業	家庭的保育事業	262か所	9.1%	64.0%
	小規模保育事業（A型）	3,118か所	10.5% (10.3%)	65.1%
	小規模保育事業（B型）	296か所	8.1%	66.5%
	小規模保育事業（C型）	25か所	9.7%	69.4%
	事業所内保育事業（A型適用）	177か所	7.2% (7.1%)	69.8%
	事業所内保育事業（B型適用）	24か所	8.8% (8.7%)	69.6%
	事業所内保育事業（20人以上）	102か所	2.5%	75.0%

※ 学校法人会計については、基本金組入前の収支差。()内は、基本金組入後の収支差を記載。

※ 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分を施設が受けとり、期間内に未払費用処理していない場合、収益にのみ計上されること（費用未計上）により、収支差が大きくなることに留意が必要。

※ 人件費には、経営主体が採用する会計基準において明示されている「人件費」、派遣職員に係る経費、法定福利費が含まれている。

3 (4) 保育ICT推進加算の創設

○ 保育所等において、テクノロジーの活用による業務改善を推進し、業務負担の軽減、教育・保育の質の確保・向上を図るため、**ICT活用の責任者（※1）を置いた上で、**

- ① 業務において、**4つの機能（※2）を持つICTの活用、**
- ② 給付・監査について、**保育業務施設管理プラットフォームの活用（※3）、**
- ③ 入所・入園の調整等において、**保活情報連携基盤の活用（※3）、**

を全て行う施設・事業所に対して、ICT活用に係る費用を加算する。

（※1）当該責任者は、ICTの導入・活用について施設内で中心となって取り組み、他の職員の相談に対応すること。なお、ICTの導入・活用は、組織全体での体制整備やコミュニケーションの充実等により実現されるものであることから、当該責任者一人だけではなく複数人でチームを組んで取り組むことを前提とすること。

（※2）4つの機能：園児の登園及び降園の管理、保護者との連絡、保育に関する計画記録及びキャッシュレス決済に関する機能。

（※3）令和8年度においては施設においてアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって算定可能とする。

【活用の具体的な内容は、今後、令和8年度中早期に示す予定。】

○ なお、**ここdeサーチにおける施設の運営状況に関する情報の最新化（※）**を行っていない施設・事業所は本加算の対象外とする。また、「保育所等におけるICT化推進等事業」による補助を受け、システムの導入等を行った年度は本加算の算定はできないものとする。

（※）例年、5月に最新化の依頼を行っているところ、これを9月末までに対応し、更新又は更新なしの処理を行う。また、最新化がなされていない又は情報に誤りがあって、市町村から保育所等に対し、最新化・修正の指摘があった際には適切に対応する。適切に対応がされていない場合は当該年度の加算の算定は認めないものとする。

○ 単価は、規模を踏まえて施設型と地域型で分けて設定する。

単価表

保育ICT推進加算	幼稚園、保育所、認定こども園：30万円 地域型保育事業：18万円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※ 3月初日の利用子どもの 単価に加算
-----------	---	------------------------

対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

公定価格に関するFAQ第32版より抜粋

No.	事項	問	答
257	1歳児配置改善加算	要件のうち「キャッシュレス決済に関する機能」について、銀行による口座振替はキャッシュレス決済に該当しますか。	クレジットカード、交通系電子マネーやQRコード決済などのお札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うものを想定しています。ICTを活用した口座振替ではなく、銀行が行う口座振替サービスを利用することは本要件のキャッシュレス決済に関する機能には該当しません。（詳細はNo262を参照）
262	1歳児配置改善加算	要件のうち「キャッシュレス決済に関する機能」とは、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	ICTを活用した口座振替、クレジットカード決済及びQRコード決済のうち、いずれかを活用することが要件となります。このとき、ICTを活用した口座振替とは、ICTの活用による口座振替代行又はICTによる「請求情報を基に全銀データの作成」を想定しています。なお、単に、保護者が銀行のアプリ等を活用し直接銀行に振り込む場合や銀行引き落としの場合など、保育施設等における業務負担軽減にICTの活用が寄与していない場合は、要件を満たすものとはみなしません。なお、すでに「登降園管理」及び「キャッシュレス決済」の2機能を満たすことで本加算を取得している施設・事業所において、上記の内容を満たしていない場合は、令和8年度中に限り継続して本加算を取得することを可能としますが、可能な限り早期に上記の要件を満たすよう対応をお願いします。
347	保育ICT推進加算	保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の活用について、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	令和8年度については、施設においてアカウントの発行を受けていて、かつ、令和9年度から両システムを活用する意思が明記された申請書等（別添5にお示ししている申請様式を参照）を提出した場合に、加算の要件を満たしているものと取り扱います（令和9年度の本加算の取得に関する「活用」要件については、改めてお知らせします。）。なお、活用の具体的な内容については次の通りです。 【保育業務施設管理プラットフォーム】 ○令和9年度中に、少なくとも次の給付機能又は監査機能のいずれかを活用する予定であること。 （給付機能）各月請求入力機能、各月精算入力機能及び審査管理機能 （監査機能）事前提出書類管理機能及び改善報告管理機能（少なくとも市町村・都道府県のいずれかが活用すること） ※令和9年度中に監査の時期が到来しない施設は、次回監査の時期に活用する旨の意思を示すこと。 【保活情報連携基盤】 ○令和9年度中に、施設基本情報をすべて登録する予定であること。

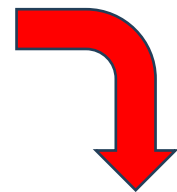
No.	事項	問	答
348	保育ICT推進加算	保育業務施設管理プラットフォームを活用することについて、独自に給付又は監査のシステムを利用している場合、要件を満たさないことになるのか。	本FAQのNo.347に記載のとおり、保育業務施設管理プラットフォームに搭載される機能のうち給付機能の一部又は監査機能の一部の活用をもって、要件を満たすこととしています。このため、例えば、給付業務に係る独自のシステムを使用しており、保育業務施設管理プラットフォームの利用に課題がある自治体におかれては、まずは監査業務において保育業務施設管理プラットフォームの活用をご検討ください。 その上で、様々な事情により、本FAQのNo.347に記載の要件を満たすことが困難な場合は、自治体が、令和8年度中にこども家庭庁に対して独自システムの内容や利用状況についての情報提供を行うとともに、令和9年度において給付業務又は監査業務のいずれかについて以下の対応をすることを予定することをもって保育業務施設管理プラットフォームを活用していることとして取り扱います。 【給付機能】 独自のシステムの活用により、保育業務施設管理プラットフォームと同等の業務負担削減効果が得られていることを前提としたうえで、広域請求に係る対応を行うこと。その詳細についてはシステムの実装状況を踏まえて改めてお示しする予定ですが、独自のシステムを使用する自治体においては、広域請求において他自治体から確認を求められる情報（※）を保育業務施設管理プラットフォーム上に入力することを想定しており、独自のシステムを使用する保育施設等においては、保育業務施設管理プラットフォームを利用している他自治体に請求する際にも、電子的に請求できるよう対応をしていただくことを想定しています。 （※）「自治体向けFAQ第18版」（令和2年12月21日）のNo.419に示す公定価格の加算項目の認定に係る市町村間での情報提供等を想定。 【監査機能】 次のいずれの対応も行うこと。①独自システムにおいて、事前提出書類管理機能及び改善報告管理機能に相当する機能を活用すること②令和9年度に、保育業務施設管理プラットフォームへの情報連携に係る協議を自治体がこども家庭庁と行うこと
349	保育ICT推進加算	施設の所在する自治体が保育業務施設管理プラットフォーム又は保活情報連携基盤を利用していない場合は、加算の認定が受けられないのか。	お見込みのとおりです。ただし、給付又は監査に係る独自のシステムを利用している自治体については、要件を満たす可能性がありますので、本FAQのNo.348をご参照ください。
376	保育ICT推進加算	4つの各機能を導入しているが、利用がまったくされていないという場合でも本加算の対象としてよいか。	「業務において、4つの機能を持つICTの活用」をすることが要件であるため、「利用がまったくされていない」場合は、本加算の対象となりません。

令和8年度以降の災害復旧費の補助対象範囲

こども家庭庁創設時における 施設災害復旧費と設備災害復旧費

こどもまんなか
こども家庭庁

区分	対 象 経 費	認定こども園		保育所等	児童福祉施設等（保育所等以外）	障害児施設
		幼保連携型幼稚園型	保育所型			
建物	・施設本体 ・施設と一体的な設備	施設災害復旧費（補助上限額：査定額）				
	・借用施設 *設置者が維持管理の責任を有する場合であって、躯体に影響しない工事（内部改修など）	※教育部分に限る	—	—	—	—
土地外構	・防犯対策として必要な門・フェンスなどの外構	（通常災害）国 1/2 ➡ （激甚災害）国 1/2～2/3				
	・園庭などの外構	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	
	・借用土地 *設置者が維持管理の責任を有する場合	※教育部分に限る	—	—	—	—
設備備品	・施設と一体的な設備	※査定額：主に3者見積りによる所要額に対して地方厚生局・地方財務局が確認し決定した額				
	・車輛や遊具、教材等の備品台帳に掲載された設備・備品	設備災害復旧費 ※激甚災害の場合				
	・上記以外のもの（消耗品など）	※保育部分に限る	（補助上限額：200万円） ※障害児施設は500万円 定額（国10/10相当）			



区分	対 象 経 費		認定こども園		保育所等	児童福祉施設等（保育所等以外）	障害児施設
			幼保連携型 幼稚園型	保育所型			
建物	・ 施設本体 ・ 施設と一体的な設備		施設災害復旧費（補助上限額：査定額）				
	・ <u>借用施設</u> ※設置者が維持管理の責任を有する場合であって、躯体に影響しない工事（内部改修など）						
土地 外構	・ 防犯対策として必要な門・フェンスなどの外構		（通常災害）国 1/2 ➡ （激甚災害）国 1/2～2/3 ※査定額：主に3者見積りによる所要額に対して地方厚生局・地方財務局が確認し決定した額				
	・ <u>園庭などの外構</u>						
	・ <u>借用土地</u> ※設置者が維持管理の責任を有する場合						
設備 備品	・ 施設と一体的な設備		設備災害復旧費 激甚災害の場合（補助上限額：600万円）※下限額なし 激甚災害以外の場合（補助上限額：450万円）※下限額30万円 定額（国10/10相当）				
	・ 車輛や遊具、教材等の備品台帳に掲載された設備・備品	激甚災害					
		激甚災害以外					
	・ <u>上記以外のもの（消耗品など）</u>						
		激甚災害以外					

※借用施設の復旧に当たっては、設置者が維持管理責任を有しない場合には補助対象外となる。

保育現場におけるハラスメント防止対策の推進について

現状

- 令和7年6月に成立した改正労働施策総合推進法（以下「改正法」という。）により、カスタマーハラスメントの防止のため、事業主が雇用管理上必要な措置（※）を講じなければならないこととされた。**（令和8年10月1日施行）**
- （※）事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談体制の整備、対応の実行性を確保するために必要なカスタハラ抑止のための措置、事後の迅速かつ適切な対応 等
- また、介護分野では、全ての介護事業者に対して、運営基準においてセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントを防止するための措置を講じることが定められている。加えて、改正法を踏まえ、カスタマーハラスメントへの対応についても同様に義務付けを行うとともに、対応マニュアルの見直しや自治体や事業所への周知を徹底するなど、所要の措置を講ずることが検討されている。

主なハラスメント	雇用管理上の措置義務	法制化した年
セクシュアルハラスメント	■雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号） （職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等） 第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 2～5 （略）	平成9年改正：事業主の配慮義務 平成18年改正：事業主の措置義務
パワーハラスメント	■労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号） （雇用管理上の措置等） 第31条 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 2～6 （略）	令和元年改正：事業主の措置義務
カスタマーハラスメント	■労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号） （雇用管理上の措置等） 第33条 事業主は、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に係る者（次条第五項において「顧客等」という。）の言動であつて、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの（以下この項及び次条第一項において「顧客等言動」という。）により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、労働者の就業環境を害する当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 2～6 （略）	令和7年改正：事業主の措置義務（R8.10.1施行）

今後の対応方針

- 保育現場においても、職場環境改善を進める上で、ハラスメント対策の取組を講じることが重要であるため、
- 令和7年度中に、現場の対応に資する現時点の関係情報（※）について周知を行う。
 - （※）カスタマーハラスメントの防止のため事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要なものとして厚生労働省から示された指針
保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援の取組（※令和7年度より「保育士や保育事業者等への巡回支援事業」において補助）
「保育所等における在園児の保護者への子育て支援」の手引きにおいて示した「理不尽な要求等を繰り返す保護者への対応に関する留意点」
 - 令和8年度中に、先行している他分野の取組を参考としつつ、保育現場におけるハラスメント対策に係る課題の洗い出しを行い、その結果を踏まえ、ガイドラインや研修資料等（※）を作成し、周知するとともに、制度的な対応の在り方についても検討する。
 - （※）令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業により、①保育現場における労働者の就業環境保護に係るガイドライン、②管理者・職員向けの研修資料、③周知・啓発用配布資料を作成予定。

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

令和7年度～ 保育三団体各委員名

公益社団法人	全国私立保育連盟常務理事	高谷俊英
社会福祉法人	全国保育協議会副会長	北野久美
社会福祉法人	日本保育協会	新保雄希

令和8年度子ども・子育て支援等分科会

日程	議事内容	発言要旨
8月 19日 (水) 第15回	(1) こどもまんなか実行計画2026の策定等について (2) 青少年のインターネット利用環境の整備について (3) 業務継続計画（BCP）について（令和8年熊本地震への対応等） (4) 保育政策関係の最近の動向について	・BCPの策定について、ぜひ現場で使いやすいものになるようなガイドラインの改定をお願いしたい。監査のために100ページにわたるものを作成してもいざというときにその通りに動けるものではなく、災害の態様も千差万別である。現場の職員が意見を交わしながらいろいろな状況に対応できるベーシックなものの上に、各地の事情を独自に加味できるものが策定できるような対応をお願いしたい。 ・公定価格の関連で、今年度から必要な計画の未策定や運営報告が遅延した場合に給付費の減算措置がとられることになった。当然義務は果たすべきものではあるが、公定価格からの減算は保育材料費や保育士処遇に係る影響が非常に大きいものとなっている。これについては、ぜひ再検討願いたい。例えば管理的業務の評価として施設長の処遇へ反映させるなどの対応も可能と考える。

保育三団体協議会の取り組み

R8幹事団体は日保協

令和8年度 保育三団体協議会

日程	議題
令和8年4月10日	自民党「こども・若者」輝く未来創造本部ヒアリング
令和8年5月7日	自民党全国保育関係議員連盟総会出席
令和8年7月1日	令和9年度保育関係予算要望 こども家庭庁・関係議員への提出
令和8年7月13日	保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の改定にあたっての意見書 こども家庭庁・文部科学省への提出

令和9年度 保育関係予算要望

令和8年7月1日
保育三団体代表者連名

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください
2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、公定価格を
充実させてください
○公定価格の改善 ○保育士の配置改善等
○その他の職員の配置改善 ○保育DX を推進するための経費
3. 保育所保育指針等の改定に際し、現行の三要領・指針をこどもまんなかの理念に沿って
見直してください
4. 急激な物価高騰への対応をお願いします
5. 「こども誰でも通園制度」
6. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における公費助成を堅持・継続してください
7. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください
8. 公立保育所等における3歳未満児への給食外部搬入の全国展開についての懸念

おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。